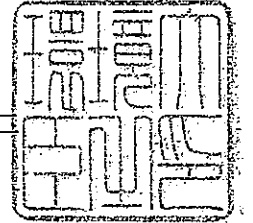




諮問第278号  
環水大水発第100518002号  
平成22年5月18日

中央環境審議会  
会長 鈴木基之 殿

環境大臣  
小沢鋭仁



水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の  
総量規制基準の設定方法について（諮問）

水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく、水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について、貴審議会の意見を求める。

〔諮問理由〕

東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海においては、水質汚濁を防止し、当該海域の水質環境基準を確保するため、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法の規定により、化学的酸素要求量、窒素及びりんに係る汚濁負荷量の総量削減に取り組んでおり、本年3月に第7次水質総量削減の在り方について、貴審議会から答申をいただいたところである。

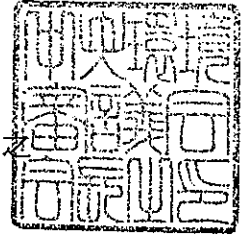
今回の諮問は、第7次水質総量削減における化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の設定方法について、貴審議会の意見を求めるものである。



中環審第547号  
平成22年5月18日

中央環境審議会水環境部会  
部会長 松尾友矩 殿

中央環境審議会  
会長 鈴木 基之



水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の  
総量規制基準の設定方法について（付議）

平成22年5月18日付け環水大水発第100518002号をもって環境大臣より、当審議会に  
対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、  
水環境部会に付議する。